

頁	項目	意見等	頁	項目	対応
11	2(3)	連携する各分野の記述があるが、防災や危機管理の記述が無い点が気になる。	12	2(3)	連携する分野として、「・・・、 <u>防災など他分野の施策と十分に連携し取組を進める。</u> 」と追記しました。
15		歩道の切り下げ等の記載があるが、切り下げたところをバイクが走り、ひたくりの原因になるなどの問題があるなど、他の施策との調整が必要ではないか。	12	2(3)	「福祉のまちづくりの基本的方向」において、他分野の施策と十分に連携して取組を進めることを記載しています。
		非常に多くの施策と関係するため、あらゆる施策における福祉的観点が必要である。	12	2(3)	あらゆる施策における福祉的観点が必要であることについて、「福祉のまちづくりの基本的方向」において、「 <u>あらゆる場面で福祉のまちづくりが展開されるよう、福祉のまちづくりへの理解を深め、・・・取組を進める。</u> 」と追記しました。
		自転車の走行問題について、マナーの問題であるが、何か運用に関する規定や啓蒙があってもいいのではないかと思う。	13	1(3)	「県民の役割」において「・・・ <u>迷惑駐輪・走行・・・を行わないよう努める。</u> 」と追記しました。
14	2(1)	鉄道、バス、コミュニティバスについては、位置づけがされているが、福祉タクシーや福祉有償運送に関しても位置付けるべきではないか。	15	2(1)	福祉タクシーや福祉有償運送について、「 <u>身体障害者や要介護者等が目的地まで円滑に移動できる福祉タクシー、福祉有償運送等の導入を促進する。</u> 」と追記しました。
9	2(3)	管理運営の適正化については、情報公開をしっかりとやる必要がある。	18	4(1)	管理運営の適正化に係る情報公開について、「・・・ <u>利用者が施設利用に際して事前に情報を入手できるよう、・・・施設のバリアフリー化状況の情報公開を推進する。</u> 」と記載しています。
19	5	「自然災害等に備えた施設整備」とあるが、整備だけではなく、活用に踏み込んだ表記にすべき。建物はバリアフリー化されても、災害時に避難者を追い出してしまうなど運用がうまく行われていないことが危惧される。	20	5	施設整備だけでなく活用について、「 <u>自然災害に備えた施設整備、管理・運営と支援体制の確立</u> 」と追記しました。 また、災害時の運用について「・・・ <u>施設整備・管理運営マニュアルの活用により、非常時も想定した施設整備、管理・運営を促進する。</u> 」と追記しました。
		緊急時の情報提供について、福祉の方で考える必要があるのではないか。	20	5	「 <u>災害時に自力で避難できない者について・・・、災害時の情報提供、・・・等を行う体制を構築する。</u> 」と記載しています。
20	6(3)	調査研究の推進の部分で、先進的・国際的な調査研究や情報発信を行うとあり、一つの方向として大事だが、まず基本的な姿勢の部分に記載できないか。	21	6(3)	「 <u>「福祉のまちづくり研究所」において、企業との共同研究を含む実践的な研究に加えて、先進的・国際的な研究を推進する。</u> 」と追記しました。
21	整備目標	基本方針に整備目標として数値目標を設定することは重要であり、同様にその進行管理も重要である。目標をどういう根拠に基づいて設定し、今後どのようにチェックするのか。県・市町・県民・事業者の役割をそれぞれ規定しているが、これらに対しても同様に数値目標をたてるべき。	22	整備目標	別紙に『参考：福祉のまちづくりに関する整備目標の設定の考え方』をまとめました。5年後を目標年次として、今後は、各施策において進捗管理し、県・市町・県民・事業者が連携して施策を実施する機会が多いため、目標は共通の目標としています。
21	整備目標	公園整備は具体的だが、道路についてはバリアフリー化という抽象的な表現でわかりにくい。	22	整備目標	具体的な例示として「・・・ <u>歩道の改良等のバリアフリー化を進める。</u> 」と追記しました。

頁	項目	意見等	頁	項目	対応
2	1	より短期的に施策の進捗管理を行い、社会経済状況等の変化に適切に対応すべきではないか。(事務局)	2	1	「・・・改訂後5年を目処に社会経済情勢の変化を踏まえ、内容を見直すこととする。」を「・・・5年後の平成27年を目標準年次とする。」と修正しました。
11	2(2)	適切な点検・評価による取組によりスパイラルアップを図るためには、段階的に取組を進める必要があるのではないか。(事務局)	12	2(2)	「地域の実情に応じ、利用者の視点を重視してハードとソフトの一体的な取り組みを進めるとともに、適切な点検・評価により取り組み内容の充実を段階的かつ継続的に進める」と追記しました。
			12	2(2)	「さらに、利用者のニーズに応じ段階的かつ継続的に内容の充実(スパイラルアップ)を図るため、適切に点検・評価して以降の取組に活かしていく。」と追記しました。
15	2(2)	歩道確保が困難な狭隘道路においても、歩行者の安全を確保するため、歩車分離を進める必要があるのではないか。(事務局)	16	2(2)	「また、歩道の確保が困難な幅員の狭い道路においては、歩車分離を明確化するため、路肩のカラー化等を行う。」と追記しました。
17	2(4)	高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられる環境を確保するためのサービス付き高齢者向け住宅について位置付けるべきではないか。(事務局)	17	2(4)	「サービス付き高齢者向け住宅の整備・登録を促進するとともに、共同住宅については、条例の住宅整備基準に基づく指導・助言、普及を図る。」と追記しました。
			17	2(4)	具体的な施策として、以下を追記しました。 「サービス付き高齢者向け住宅」の整備・登録及び適正な管理の促進 ・安否確認、食事提供、介護・医療等の「サービス付高齢者向け住宅」の整備・登録を促進する。 ・契約やサービス提供に関するガイドラインの作成や定期報告の導入により「サービス付き高齢者向け住宅」の適正な管理を促進する。
19	4(3)	高齢者、障害者等の賃貸住宅への円滑な入居を図るための体制を整備する施策として、居住支援協議会について位置付けるべきではないか。(事務局)	19	4(3)	「また、高齢者、障害者等が入居を拒まれず、安心して居住できる住宅の情報の提供を行う。」を「また、県、市町、・・・居住支援団体等からなる居住支援協議会により情報提供・相談体制を構築し、高齢者、障害者等への居住支援を行う。」と修正しました。
			19	4(3)	具体的な施策として、以下を追記しました。 「居住支援協議会」による情報提供・相談体制の確保 ・県、市町、不動産関係団体、居住支援団体等からなる「居住支援協議会」により、情報提供・相談体制を構築し、高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅(「ひょうごあんしん賃貸住宅(仮称)」)や公的賃貸住宅等の情報、自宅のリフォームなど住まいに関する情報等を提供する。また、市町における住まい相談窓口の設置や住まいの相談会の開催等を行う。